

2012年7月16日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国人民銀行公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第230号)

中国人民銀行、人民元建て外商直接投資・ 対外債務に関する実施細則を公表 ～人民元建て対外債務はすべて発生額管理に～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は2012年6月14日付で、『外商直接投資に係る人民元建て決済業務オペレーション細則の明確化に関する通達』（銀発[2012]165号、以下、『165号通達』という）を公布しました。『165号通達』は人民元建て外商直接投資に係る手続や人民元建て対外債務に対する規制について具体的に規定したものです。

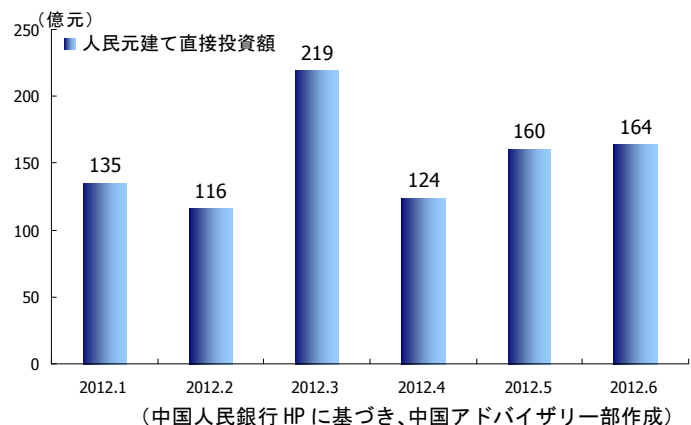
商務部と中国人民銀行は昨年10月、それぞれ『クロスボーダー人民元建て直接投資に関する問題についての通達』（商資函[2011]889号、以下、『889号通達』という）および『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』（中国人民銀行公告[2011]第23号、以下、『23号公告』という）を公布¹。それまで特殊案件として個別認可が必要で、関連手続も曖昧であった人民元建て直接投資・対外債務に係る手続につき、明確化を図りました。『889号通達』および『23号公告』の公布によって関連規定が確立され、資本項目における人民元建てクロスボーダー決済が本格的に始動しました。

しかし人民元建て資本金の用途に対する制限や人民元建て対外債務に係る手続などは明確に規定されていなかったため、関係当局による説明が待たれていました。

そうした点につき、『165号通達』では具体的に規定し、資本項目における人民元建てクロスボーダー決済における実務面での明確化を図っています。

中国人民銀行の発表によると、2012年上半期の人民元建て直接投資額は918億元の規模に達し、今年上半期で昨年同年の907億2千万元を上回ったとのこと。昨年の規制緩和以来、人民元建て直接投資が着実に進展していることがうかがわれます。

【図表1】2012年 人民元建て直接投資額推移（月次）



¹ 『889号通達』および『23号公告』につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第192号をご参照ください。以下の URL よりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.192.pdf

『165号通達』の公布により手続の明確化が図られた人民元建て外商直接投資・対外債務。今後のさらなる進展が期待されるものの、『165号通達』の規定内容は、特に対外債務管理の面において、従来の外貨管理の規定とは異なる内容が盛り込まれているなど、留意すべき点が多くなっています。そのため実務上は、慎重な対応・運営を行う必要があります（人民元建て対外債務については5-8ページ参照）。

『165号通達』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 外商直接投資に係る人民元口座管理

『23号公告』では外商直接投資に係る人民元口座につき、『人民元銀行決済口座管理弁法』および『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』等の規定に基づき、「専用預金口座」を開設するように規定（具体的な口座については図表2参照）。このため下記5種類の専用預金口座は、口座開設者が人民元基本預金口座を開設した後、開設可能となります。

『165号通達』では人民元建て外商直接投資に係る5種類の「専門預金口座」につき、その規制、資金用途などについて、具体的に規定しています。

【図表2】 人民元建て専用預金口座に対する管理

状況	口座開設者	専用預金口座の種類
投資プロジェクトと関連する人民元建て前期費用資金	国外投資家	人民元前期費用専用預金口座
国外投資家が利益分配・清算・減資・持分譲渡・投資先行回収などにより取得した人民元で国内再投資を実施する場合	国外投資家	人民元再投資専用預金口座
外商投資企業の人民元建て登録資本金または人民元建て出資金	外商投資企業	人民元資本金専用預金口座
外商投資性公司などの投資を主要業務とする外商投資企業が人民元を使用して投資業務を実施する場合	投資先企業	
国外投資家が人民元で国内企業を合併・買収して外商投資企業を設立する場合	合併・買収される国内企業の中国側株主	人民元合併・買収専用預金口座
国外投資家が人民元建てで国内の外商投資企業の中国側株主に対して持分譲渡の対価代金を支払う場合	持分を譲渡する中国側株主	人民元持分譲渡専用預金口座

（『23号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

➤ 外商投資企業の設立準備資金に係る口座

国外投資家が外商投資企業の設立前に設立準備資金などを人民元建てで支払う必要がある場合、『23号公告』では「人民元前期費用専用預金口座」が開設可能である旨、規定しています。当該口座への入金手続には、支払指図書、資金用途説明書、資金使用に係る誓約書などの資料が必要となります。

当該口座につき、『165号通達』では、「1名の国外投資家は国内に1つの人民元前期費用専用預金口座のみ開設することができる」と規定したほか、「国外投資家の人民元前期費用専用預金口座内の資金は土地の入札募集・競売・公示または不動産の購入に使用してはならない」と規定し、人民元前期費用専用の口座開設数や資金用途に制限を設けています。

『165号通達』

- 1名の国外投資家は国内に1つの人民元前期費用専用預金口座のみ開設ことができ、口座名称は口座名義人の名称に「前期費用」という文言を加えなければならない。
- 国外投資家の人民元前期費用専用預金口座、人民元再投資専用預金口座の受取・払出範囲は中国人民銀行の関連規定に基づき執行する。
国外投資家の人民元前期費用専用預金口座内の資金は土地の入札募集・競売・公示または不動産の購入に使用してはならない。

ただし外商投資企業の人民元建て設立準備資金に係る手続については、国家外貨管理局が昨年4月に公布した『クロスボーダー人民元建て資本項目業務オペレーションの規範化に関する問題についての通達』（匯綜発[2011]38号、以下、『38号通達』という）において²、「設立予定の外商投資企業所在地の外貨管理局でクロスボーダー人民元建て前期費用限度額登記手続を行わなければならない」と規定されているため、留意が必要です。

『38号通達』

2. クロスボーダー人民元建て外商直接投資に係る業務オペレーション

(2) 資金の入金届出

- ② 国外投資家が外商投資企業の設立前にクロスボーダーで前期資金（買収類、費用類、保証類資金を含む）を人民元建てで支払う場合、まず設立予定の外商投資企業所在地の外貨管理局でクロスボーダー人民元建て前期費用限度額登記手続を行わなければならない。銀行は直接投資システムで登記された限度額に基づきクロスボーダー人民元建て前期費用に係る入金手続を行った後、速やかに直接投資システムを通して外貨管理局に対して関連情報の届出手続を行わなければならない。

➤ 人民元建て資本金口座の開設地・口座数

人民元建てで外商投資企業の登録資本金を振り込む場合、『23号公告』では「人民元資本金専用預金口座」を開設するように要求していました。

当該口座につき『165号公告』では、企業登録地の銀行で人民元資本金専用預金口座を開設するように要求。また、人民元資本金専用預金口座は、商務主管部門の企業設立承認文書1部につき、1口座しか開設できない旨、規定しています。

なお設立済みの外商投資企業が人民元建てで増資を行う場合も、同様の規制を設けています。

『165号通達』

6. 外商投資企業を新設する場合、商務主管部門が交付する企業設立承認文書に基づき、その登録地の銀行で人民元資本金専用預金口座を開設する。同一の承認文書は、1つの人民元資本金専用預金口座のみ開設することができ、口座名称は預金名義人名称に「資本金」の文言を加えなければならない。

設立済の外商投資企業が登録資本金を増加する場合、外商投資企業は商務主管部門が交付する登録資本金変更に係る承認文書に基づき、その登録地の銀行で人民元資本金専用預金口座を開設する。同一の承認文書は1つの人民元資本金預金口座のみ開設することができ、口座名称は預金名義人名称に「資本金」の文言を加えなければならない。

外商投資企業の人民元資本金専用預金口座の累計貸方発生額は、国の関連部門による承認または届出文書に注記された金額を超えてはならない。

➤ 資本金専用預金口座の資金使途に係る制限

『165号通達』では外商投資企業が開設する人民元資本金専用預金口座につき、国の関連部門の承認を受けた範囲内において使用するよう要求。また①有価証券・金融派生商品への投資、②委託貸付の実行、③資産運用商品・非自社用不動産の購入、④非投資類外商投資企業による国内再投資への使用を禁止する旨、明確にしています。

² 『38号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第165号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.165.pdf

また給与支払および企業が出張旅費、小口仕入、小口支払等の用途に使用する手元準備金（备用金）などを除き、人民幣資本金専用預金口座の人民幣資金を、国内同一名義人の人民幣預金口座に振り替えることも禁じています。

一方、外商投資企業が人民幣資本金専用預金口座の資金を使用して国内外の貸付金の返済に充当することは認めています。

【図表 3】 外貨建て資本金元転と人民幣建て資本金に係る禁止事項

外貨建て資本金の元転後における禁止事項	人民幣建て資本金に係る禁止事項
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資払込検査完了前に資本金を元転すること。 ✓ 資本金元転後の人民幣資金を企業の経営範囲以外において使用すること。 ✓ 資本金元転後の人民幣資金を国内企業の持分投資に使用すること（別途規定のある場合を除く）。 ✓ 資本金元転後の人民幣資金で自社用以外の国内不動産の購入、およびその関連費用への支払に充当すること（外商投資不動産企業を除く）。 ✓ 1回当たり5万米ドルを超える、または月額10万米ドルを超える手元準備金（<u>备用金</u>）名義による資本金元転。 ✓ 資本金元転後の人民幣資金をまだ使用が完了していない人民幣借入金の返済に充当すること。 ✓ 資本金元転後の人民幣資金を委託貸付の実行・企業間貸借金（第三者の立替金を含む）の返済・第三者に転貸した銀行借入金の返済に充当すること。 ✓ 資本金元転後の人民幣資金を各種保証金の支払に充当すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資払込検査完了前における人民幣建て資本金の使用。 ✓ 人民幣建て資本金を企業の経営範囲以外において使用すること。 ✓ 有価証券・金融派生商品への投資。 ✓ 委託貸付の実行。 ✓ 資産運用商品・非自社用不動産の購入。 ✓ 非投資類外商投資企業による国内再投資への使用。 ✓ 国内同一名義人の人民幣預金口座への振替（<u>手元準備金（备用金）名義などの使用を除く</u>）。

（中国人民銀行、国家外貨管理局の関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

➤ **持分譲渡、合併・買収に係る専門預金口座**

国外投資家が人民幣で国内企業を合併・買収して外商投資企業を設立する場合、合併・買収される国内企業の中国側出資者が「人民幣合併・買収専用預金口座」を、国外投資家が人民幣建てで国内の外商投資企業の中国側出資者に対して持分譲渡の対価代金を支払う場合、中国側出資者が「人民幣持分譲渡専用預金口座」を開設する必要があります。

この2種の口座につき、『165号通達』では、商務主管部門の交付する1つの承認文書に基づき、口座開設者である中国側株主はすべて、1名につき1つの専用預金口座しか開設できないと規定しています。

➤ **専門預金口座資金の定期預金口座への振替可否**

『165号通達』では、上記5種類の専用預金口座につき、すべて「普通預金口座」であり、金利は普通預金口座の金利に基づき付利すると規定。ただし「資本金専用預金口座」の人民幣資金については、1年期以内（1年を含む）の預金への振替が可能であるとしています。

□ 人民元建て対外債務に係る管理

『23号公告』では人民元建て対外債務につき、「外商投資企業の、その国外の出資者、グループ内関連企業および国外金融機関からの人民元建て借入金および外貨建て借入金は、全体の規模を合算して計算しなければならない」（第17条）と言及。また外商投資企業が借り入れる人民元建て対外債務は、人民元一般預金口座を開設し、対外債務の預入に専門的に使用するよう要求していました（第18条）。しかし関連手続や資金用途については不明な点が多く、関係当局の説明が待たれていました。

こうした人民元建て債務に係る規制につき、『165号通達』では詳細に規定。ただし現行の外貨建て対外債務管理とは異なる規制を設けているため、実際に手続を行う場合は慎重に実務を進める必要があります。

➤ 人民元建て対外債務に係る条件

『165号通達』では、「登録資本金が期日通りに全額が払い込まれた後に、国外から人民元資金を借り入れることができる」という前提条件を設けています。ただし「外商投資不動産企業は国外から人民元資金を借り入れてはならない」とし、外貨管理同様、不動産企業に対しては対外債務の借入を禁じています。

人民元建て対外債務に係る金利は、「貸借双方が商業原則に基づき合理的な範囲内において自主的に確定することができる」と規定しています。

また、国の関連部門の承認／届出文書が外貨建てで計算されている場合、人民元と外貨の換算為替レートは、借入契約発効日当日に中国人民銀行が公布した市場取引仲値に基づき計算します。

➤ 人民元建て対外債務に係る口座管理

『23号公告』では、外商投資企業の人民元建て対外債務を預け入れる「人民元国外借入一般預金口座」につき、『人民元銀行決済口座管理弁法』および『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』等の規定に基づきを開設するように規定。このため「人民元国外借入一般預金口座」は口座開設者が人民元基本預金口座を開設した後、開設可能となります。

また『165号通達』では「人民元国外借入一般預金口座」は、1件につき1口座のみ開設可能であると規定。また「人民元国外借入一般預金口座」は原則として外商投資企業登録地の銀行に開設するように要求。ただし実需がある場合は、遠隔地での口座開設を認めています。その際、企業登録地の中国人民銀行出先機関において届出を行う必要があります。

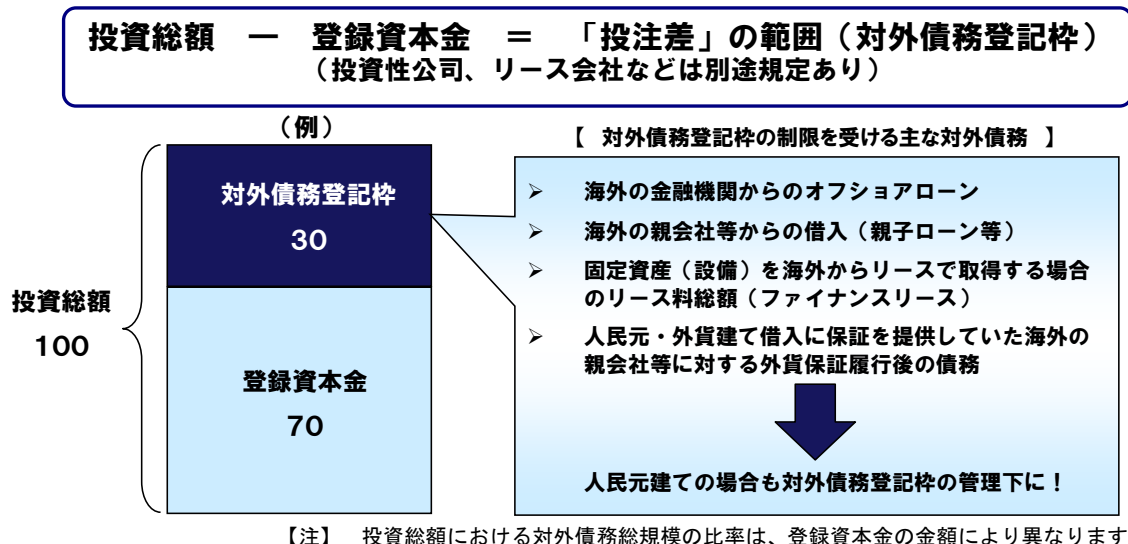
なお、元利金の返済は貸出契約書および支払指図書、納税証明などの資料に基づき、銀行で直接、手続が可能ですが、原則として、借入を実行した銀行を通して行う必要があります。

➤ 人民元建て対外債務に係る規模管理

人民元建て対外債務の規模につき、『23号公告』では上述のように、人民元建て借入金および外貨建て借入金は全体の規模を合算すると規定していましたが、この点につき『165号通達』では、「外商投資企業の外貨および人民元の借入金総規模は国の関連部門が承認する投資総額と

登録資本金の差額を超えてはならない」と規定し、人民元建て対外債務も外貨建て対外債務と同様、投注差管理に組み入れる旨、明確化を図っています。

また外貨建て対外債務同様、投資性会社およびファイナンスリース会社に係る対外債務管理については、商務主管部門などの規定に従うとしています。



ただし人民元建て対外債務について留意すべきは『165号通達』において、「外商投資企業に係る国外人民元借入金は発生額に基づき総規模を計算する」と規定している点です。

外貨建て対外債務の場合、1年以下の短期対外債務については残高管理が実施されており、債務返済後は対外債務登記枠の消し込みが可能である一方、1年を超える中長期の対外債務については発生額ベースの登記手続が必要で、債務完済後も対外債務登記枠の再利用は不可能であるとされており、対外債務の期間に応じて、異なる管理が実施されています³。

しかし『165号通達』に基づいた場合、人民元建て対外債務は1年以下の短期であっても発生額管理が実施されるため、債務返済後も対外債務登記枠の消し込みが不可能になる可能性があるため、留意が必要です（外貨建て対外債務と人民元建て対外債務の相違は図表4参照）。

さらに『165号通達』では人民元建て対外債務のロールオーバーにつき、「外商投資企業が国外人民元借入金に対して、期間の延長を行う場合、初めて期間を延長する場合は外商投資企業の借入金総規模に組み入れないが、それ以後の期間延長は国外借入金総規模に組み入れる」と規定。この規定に基づき、人民元建て対外債務のロールオーバーを実施した場合、初回は対外債務の規模には影響しませんが、2回目以降は規模管理に組み入れられ、それに伴い、対外債務登記枠を費消する可能性があります（図表5参照）。

上述のように人民元建て対外債務に係る規模管理については、現行の外貨管理規定と異なる点が多く、明確さに欠ける部分もあるため、実際の運用については、関係当局の見解を確認した上、慎重に手続を行う必要があります。

³ 外貨建て対外債務に係る直近の動向につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第200号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.200.pdf

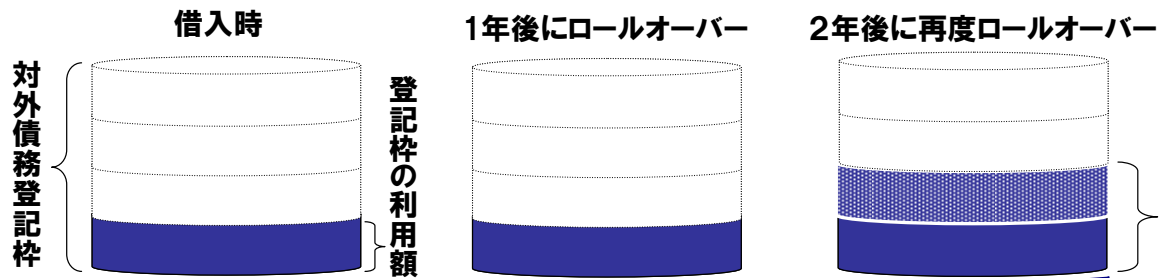
【図表 4】 外貨と人民元の対外債務管理上の相違

	外貨建て対外債務		人民元建て対外債務
対外債務の管理区分	1年以内の短期対外債務	1年超の中長期対外債務	短期／中長期の区別なし
管理方式	残高管理	累計発生額管理	すべて発生額管理
登記枠の再利用可否	完済後に対外債務登記枠の消し込み可能	完済後も対外債務登記枠の再利用は不可	1年以内の短期対外債務であっても、完済後も対外債務登記枠の再利用が不可能になる可能性あり
ロールオーバーに係る規制	短期対外債務が延滞またはロールオーバーにより借入期間が1年を超えた場合、中長期対外債務と同様の発生額ベースの管理を実施、完済後も対外債務登記枠の再利用が不可能に		初回のロールオーバーは対外債務登記枠に組み入れないが、2回目以降のロールオーバーは対外債務登記枠に組み入れ

(中国人民銀行、国家外貨管理局の関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 5】 人民元建て対外債務のロールオーバー規制 (イメージ図)

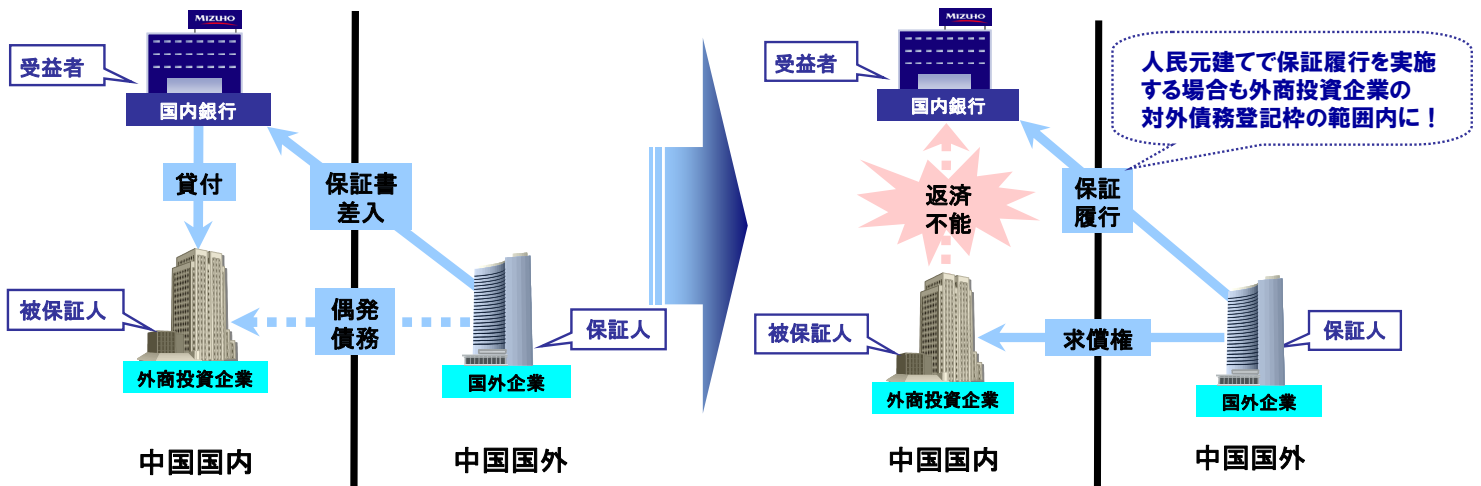
【前提】 1年の短期対外債務を人民元建てで借入



(『165号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

このほか、『165号通達』では、外商投資企業が中国国内における貸付金につき、国外の親会社などから保証を差し入れ、保証履行が発生した場合につき、「実際に保証履行済の人民元金額は国外借入金総規模に組み入れる」と規定し、外貨建ての場合と同様、人民元建ての場合も保証履行済の金額が対外債務に組み入れられることとなります (図表 6 参照)。

【図表 6】 国外企業の保証履行スキーム例 (イメージ図)



ただし保証履行時に外商投資企業の投注差をすべて費消している場合、保証履行によって発生した人民元建て対外債務をどのように処理するかなど、明確に規定していない点もあるため、留意する必要があります⁴。

➤ **人民元建て対外債務によるデット・エクイティ・スワップ**

『165号通達』では、人民元建て対外債務を利用したデット・エクイティ・スワップ（以下、DES という）につき、「外商投資企業が国外人民元借入金を使用して資本を増加する場合、相応する借入金は外商投資企業の国外借入金総規模に組み入れない」と規定しています。ただし具体的な DES に係る手続や、DES 後の投注差の計算方法など、詳細については当局による説明を待つ必要があります。

➤ **人民元建て対外債務に係る決済業務に必要な資料**

『165号通達』では、外商投資企業が人民元建て対外債務に係る決済業務を行う場合、銀行に資料を提出するように要求しています。

【図表7】 人民元建て対外債務に係る決済業務に必要な資料

- ✓ 外商投資企業批准証書。
- ✓ 直近一期の出資払込検査報告書。
- ✓ 人民元建て借入契約。
- ✓ 申請日までの国外からの人民元借入金、外貨借入金および当該企業が被保証人である国外保証に係る人民元による実際の保証履行等についての状況説明書。

➤ **人民元建て対外債務の資金使途に係る規制**

『165号通達』では、外商投資企業の人民元建て対外債務に係る資金使途につき、ほぼ人民元建て資本金と同様の規制を実施。①有価証券・金融派生商品への投資、②委託貸付の実行、③資産運用商品・非自社用不動産の購入、④非投資類外商投資企業による国内再投資への使用を禁止する一方、国内外の貸付金の返済に充当することは認めています。

また人民元建て債務を預け入れる人民元国外借入一般預金口座の人民元資金につき、給与支払および企業が出張旅費、小口仕入、小口支払等の使途に使用する手元準備金（**备用金**）など除き、国内同一名義人の人民元預金口座に振替を禁止したほか、定期預金への振替も禁じています。

【図表8】 人民元建て対外債務の資金使途に係る規制

- ✓ 原則として以下の使途は禁止。
 - 委託貸付の実行
 - 資産運用商品・非自社用不動産の購入
 - 非投資類外商投資企業による国内再投資への使用
 - 国内同一名義人の人民元預金口座への振替（手元準備金（**备用金**）名義などの使用を除く）
 - 定期預金への振替
- ✓ 国内外の貸付金の返済に充当することは可能。

⁴ なお、保証履行によって発生した外貨建て対外債務が投注差の範囲を超過している場合、『国外保証代金の元転に関する問題についての承認・回答』（匯綜復[2009]65号）などの関連規定に基づき取り扱う。

【図表 9】 人民元建て専用預金口座・人民元国外借入一般預金口座の概要

口座種類	名称	預入範囲	資金使途・規制
人民元 前期費用専 用預金口座	預金名義人名称 +「前期費用」	外商投資プロジェクトと 関連する人民元建て前期 費用資金の預入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1名の国外投資家は国内に1つの人民元前期費用専用預金口座のみ開設可能。 ✓ 土地の入札募集・競売・公示または不動産の購入への使用は禁止。
人民元 再投資専 用預金口座	預金名義人名称 +「再投資」	国外投資家が利益分配・清 算・減資・持分譲渡・投資 先行回収などにより取得 して国内再投資に使用す る人民元資金の預入	
人民元 資本金専 用預金口座	預金名義人名称 +「資本金」	国外投資家または外資投 資性会社などの投資を主 要業務とする外商投資企 業が振り込む人民元建て の登録資本金または人民 元建て出資金の預入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商務主管部門の企業設立承認文書1部につき、1口座のみ開設可能。 ✓ 口座資金は国の関連部門の承認を受けた範囲内において使用。 ✓ 口座資金は出資払込検査完了後に使用可能。 ✓ 国内外の貸付金の返済に充当することは可能。 ✓ 1年以内（1年を含む）の定期預金への振替可能。 ✓ 口座資金の以下の使途は禁止。 <ul style="list-style-type: none"> • 有価証券・金融派生商品への投資 • 委託貸付の実行 • 資産運用商品・非自社用不動産の購入 • 非投資類外商投資企業による国内再投資への使用 • 国内同一名義人の人民元預金口座への振替（手元準備金（备用金）名義などの使用を除く）
人民元合併 ・買収専 用預金口座	預金名義人名称 +「合併・買収」	国外投資家が振り込む人 民元建て合併・買収資金の 預入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商務主管部門の交付する1つの承認文書に基づき、中国側株主は1名につき1つの専用預金口座のみ開設可能。
人民元持分 譲渡専 用預金口座	預金名義人名称 +「持分譲渡」	国外投資家が振り込む人 民元建て持分譲渡対価代 金の預入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 口座資金は法に基づいた使用が可能。
人民元 国外借入 一般預金 口座	—	外商投資企業が国外から 借り入れる人民元資金の 預入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1件の国外からの人民元借入につき1口座のみ開設可能。 ✓ 原則として外商投資企業登録地の銀行に口座を開設。ただし実需がある場合、遠隔地での口座開設可能だが、企業登録地の中国人民銀行出先機関での届出が必要。 ✓ 元利金返済は貸出契約書および支払指図書、納税証明等の資料に基づき、銀行で直接手続可能。ただし原則として借入を実行した銀行を通して実行。 ✓ 原則として以下の使途は禁止。 <ul style="list-style-type: none"> • 委託貸付の実行 • 資産運用商品・非自社用不動産の購入 • 非投資類外商投資企業による国内再投資への使用 • 国内同一名義人の人民元預金口座への振替（手元準備金（备用金）名義などの使用を除く） • 定期預金への振替 ✓ 国内外の貸付金の返済に充当することは可能。

（『23号公告』、『165号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『165号通達』では、上述のほか、人民元建てクロスボーダー直接投資を実施する外商投資企業に対して、貨物貿易の場合と同様、中国国内の銀行1行を主報告銀行として選定するように要求しています。主報告銀行は人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムを通して、その登録地の中国人民銀行出先機関に対して企業情報登記、変更情報を報告・送付を行います。その際、外商投資企業は主報告銀行に、外商投資企業批准証書のコピー、営業許可証の副本および組織機構コード証などを提出する必要があります（ただし外商投資パートナーシップ企業の場合は別途規定あり）。

また『165号通達』公布以前に、国外投資家、外商投資企業および中国側株主がすでに人民元専用預金口座を開設している場合、関連する口座開設証明文書の追加提出および口座名称変更業務を行う必要があるほか、2口座以上の前期費用専用預金口座または資本金専用預金口座、合併・買収専用預金口座、持分譲渡専用預金口座を開設している場合は、『165号通達』公布日から3ヵ月以内に、そのうち1口座を継続して使用することを確定した上、もう1口座の解約手続を行わなければならないため、留意が必要です。

従前より資本項目に係る人民元建てクロスボーダー決済については、地域ごとに手続が異なるケースが散見され、また関係当局間における見解や対応が軌を一にしていないなど、実務面において障害があることは否めませんでした。

この度、『165号通達』が公布されたことにより、資本項目に係る人民元建てクロスボーダー決済につき、規定の明確化が図られたものの、懸念事項がすべて払拭されたわけではありません。『165号通達』の規定内容の一部には明確さに欠ける部分があるほか、上述のように、人民元建て対外債務については、現行の外貨管理規定とは大幅に異なる規制が設けられているなど、留意すべき事項が多くなっています。そのため、実際に手続を行う場合は関係当局の運用を注視した上、慎重に実務を進める必要があります。

『165号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）、および18ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

中国人民銀行
銀発[2012]165号

『外商直接投資に係る人民元建て決済業務オペレーション細則の明確化に関する通達』

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、省都（区都）都市中心支行、副省級市中心支行、国家開発銀行・各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：

『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』（中国人民銀行公告[2011]第23号）を貫徹・実行し、国外投資家の人民元を使用した中国における投資の利便化を図り、銀行業金融機関（以下、「銀行」という）による外商直接投資に係る人民元建て決済業務を規範化するため、ここに関連する事項について以下のように通知する。

1. 国外投資家は『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号）、『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』（銀発[2010]249号）等の銀行決済口座に係る管理規定に基づき、国外機関の人民元基本預金口座、専用預金口座および一般預金口座を開設しなければならない。
2. 1名の国外投資家は国内に1つの人民元前期費用専用預金口座のみ開設することができ、口座名称は口座名義人の名称に「前期費用」という文言を加えなければならない。

国外投資家が国外自然人である場合、『人民元銀行決済口座管理弁法』等の銀行決済口座に係る管理規定に基づき、個人人民元銀行決済口座の開設を申請し、前期費用の預入に専門的に使用することができる。当該口座の使用は国外機関の人民元前期費用専用預金口座を参照して管理を行わなければならない。銀行は、国外投資家が開設した前期費用に使用する個人銀行決済口座につき、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムにおいて届出を行う場合、「備考」欄の最前面に「前期費用」の文言を注記しなければならない。

銀行が国外投資家のために人民元前期費用専用預金口座を開設する場合、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムにログインし、当該国外投資家がすでに前期費用を開設しているか否か検索しなければならない。すでに開設している場合、当該企業のために再度、開設してはならない。

3. 国外投資家が人民元再投資専用預金口座を開設する場合、口座名称は預金名義人の名称に「再投資」の文言を加えなければならない。

国外投資家が国外自然人である場合、『人民元銀行決済口座管理弁法』等の銀行決済口座に係る管理規定に基づき、個人人民元銀行決済口座の開設を申請し、再投資資金の預入に専門的に使用する

ることができる。当該口座の使用は、国外機関の人民元再投資専用預金口座を参照して管理を行わなければならない。

4. 国外投資家の人民元前期費用専用預金口座、人民元再投資専用預金口座の受取・払出範囲は中国人民銀行の関連規定に基づき執行する。

国外投資家の人民元前期費用専用預金口座内の資金は土地の入札募集・競売・公示または不動産の購入に使用してはならない。

5. 人民元建て直接投資業務活動を実施する外商投資企業は、1行の決済銀行を主報告銀行に選定し、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムを通して、その登録地の中国人民銀行出先機関に対して企業情報登記、変更情報の報告・送付を行わなければならない。外商投資企業登録地の中国人民銀行出先機関は主報告銀行が報告・送付する情報に対して確認検査を実施し、疑問を発見した場合、外商投資企業および主報告銀行に対して、説明の上、かつ関連文書・資料を提出するように要求する権利を有する。

企業情報登記、変更情報の報告・送付を行う場合、外商投資企業はその主報告銀行に対して、外商投資企業批准証書のコピー、営業許可証の副本および組織機構コード証等の文書を提出しなければならない。そのうち、外商投資パートナーシップ企業が企業情報登記、変更情報の報告・送付を行う場合、営業許可証の副本、組織機構コード証および工商行政管理部門が発行したパートナーシップ企業に関するすべての登記事項を含む、登記機関の検索印を押捺した企業基本情報書またはオンライン検索結果の印刷紙面を提出しなければならない。主報告銀行は外商投資企業の提出する関連文書のコピーを検査に備えて保管しなければならない。

人民元建てで設立した外商投資パートナーシップ企業が国内で投資を行う場合、国の関連部門の管理規定も遵守しなければならない。

6. 外商投資企業を新設する場合、商務主管部門が交付する企業設立承認文書に基づき、その登録地の銀行で人民元資本金専用預金口座を開設する。同一の承認文書は、1つの人民元資本金専用預金口座のみ開設することができ、口座名称は預金名義人名称に「資本金」の文言を加えなければならない。

設立済の外商投資企業が登録資本金を増加する場合、外商投資企業は商務主管部門が交付する登録資本金変更に係る承認文書に基づき、その登録地の銀行で人民元資本金専用預金口座を開設する。同一の承認文書は1つの人民元資本金預金口座のみ開設することができ、口座名称は預金名義人名称に「資本金」の文言を加えなければならない。

外商投資企業の人民元資本金専用預金口座の累計貸方発生額は、国の関連部門による承認または届出文書に注記された金額を超えてはならない。

7. 外商投資パートナーシップ企業は、工商行政管理部門の発行する、登記機関の検索印を押捺した、パートナーシップ企業のパートナーが引き受ける、または実際に払い込む出資額等の登記事項を含む内容を記載した企業基本情報書またはオンライン検索結果印刷紙面にに基づき、第 6 条の規定を参照して人民元資本金専用預金口座を開設する。
8. 国外投資家が人民元を使用して国内企業を合併・買収し、外商投資企業を設立する場合、合併・買収される国内企業の各中国側株主は、商務主管部門の交付する外商投資企業の設立承認文書に基づき、人民元合併・買収専用預金口座を開設する。すべての中国側株主は、同一の承認文書に基づき、1 名につき 1 つの人民元合併・買収専用預金口座のみ開設することができ、口座名称は預金名義人名称に「合併・買収」の文言を加えなければならない。

国外投資家が人民元を使用して国内の外商投資企業の中国側株主に持分譲渡対価代金を支払う場合、各中国側株主は商務主管部門の交付する持分変更に係る承認文書に基づき、人民元持分譲渡専用預金口座を開設する。すべての中国側株主は同一の承認文書に基づき、1 名につき 1 つの人民元持分譲渡専用預金口座のみ開設することができ、口座名称は預金名義人名称に「持分譲渡」の文言を加えなければならない。

合併・買収および持分譲渡行為が完了した後、上述の人民元合併・買収専用預金口座および人民元持分譲渡専用預金口座に預け入れた資金は法に基づき使用することができ、口座の国内における使用情報は、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに報告する必要はない。

9. 国外投資家が人民元資金を使用して国内企業を合併・買収して外商投資企業を設立する、または外商投資企業の中国側持分を買収する場合に、中国側株主が国内自然人であるとき、中国側株主は『人民元銀行決済口座管理弁法』等の銀行決済口座に係る管理規定に基づき、個人人民元銀行決済口座の開設を申請し、国外投資家が振り込む人民元合併・買収代金または持分譲渡代金の預入に専門的に使用することができる。当該口座の使用は、人民元合併・買収専用預金口座または人民元持分譲渡専用預金口座を参照して管理を行わなければならない。

銀行が、中国側株主が開設した合併・買収または持分譲渡に使用する個人銀行決済口座につき、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムにおいて届出を行う場合、「備考」欄の最前面に「合併・買収」または「持分譲渡」の文言を注記しなければならない。

10. 本通達の公布日から 3 ヶ月以内に、国外投資家、外商投資企業および中国側株主は本通達の関連

規定に基づき、本通達の公布前に『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』に基づき開設した各種人民元専用預金口座に対して整理、事実確認を行い、関連する口座開設証明文書の追加提出および口座名称変更業務を行わなければならない。2つ以上（2つを含む）の前期費用専用預金口座を開設している場合、および同一証明文書に基づき2つ以上（2つを含む）の資本金専用預金口座、合併・買収専用預金口座、持分譲渡専用預金口座を開設している場合、そのうちの1口座を継続して使用することを確定し、かつ口座開設銀行に確認書を発行し、関連する口座開設証明文書の追加提出および口座名称変更業務手続を行い、同時にその他の銀行決済口座の解約手続を行わなければならない。

11. 外商投資企業は、登録資本金が期日通りに全額が払い込まれた後に、国外から人民元資金を借り入れることができる。外商投資企業の国外人民元借入金に係る金利は貸借双方が商業原則に基づき合理的な範囲内において自主的に確定することができる。外商投資不動産企業は国外から人民元資金を借り入れてはならない。

外商投資企業に係る1件の国外からの人民元建て借入金は、人民元一般預金口座を1つのみ開設し、資金受取・支払手続を行うことができる。人民元国外借入一般預金口座⁵は原則として外商投資企業登録地の銀行に開設しなければならないが、確かに実需のある場合、外商投資企業は遠隔地における人民元一般預金口座の開設を選択することができ、併せてその登録地の中国人民銀行出先機関において届出を行う。原則として、外商投資企業に係る国外からの人民元建て借入金は、もとの借入決済銀行を通して元利金の返済を行わなければならない。

12. 外商投資企業に係る国外の株主、集団内関連企業および国外金融機関からの人民元借入金および外貨借入金は合算して全体の規模を計算する。国の関連部門の承認または届出文書が外貨建てで計算されている場合、人民元と外貨の換算為替レートは借入契約発効日当日の中国人民銀行が授権して公布している市場取引仲値とする。

外商投資企業に係る国外人民元借入金は発生額に基づき総規模を計算する。外商投資企業が国外人民元借入金に対して、期間の延長を行う場合、初めて期間を延長する場合は外商投資企業の借入金総規模に組み入れないが、それ以後の期間延長は国外借入金総規模に組み入れる。外商投資企業が被保証人⁶である国外の機関および個人が国内銀行に対して差し入れる保証につき、実際に保証履行済の人民元金額は国外借入金総規模に組み入れる。外商投資企業が国外人民元借入金を使用して資本を増加する場合、相応する借入金は外商投資企業の国外借入金総規模に組み入れない。

⁵ 中国語原文では「国外借入人民元一般預金口座」と記載されているが、前後文に基づき、日本語仮訳では「人民元国外借入一般預金口座」とした。

⁶ 中国語原文では「受益者」と記載されているが、前後文に基づき、日本語仮訳では「被保証人」とした。

13. 外商投資性公司および外商投資ファイナンスリース会社等の特殊類型の外商投資企業を除き、外商投資企業の外貨および人民元の借入金総規模は国の関連部門が承認する投資総額と登録資本金の差額を超えてはならない。

外商投資性公司の国外からの人民元および外貨借入金総規模は商務主管部門の外国投資家による投資性公司設立に関連する規定に基づき執行する。外商投資ファイナンスリース会社の国外人民元借入金はすべてリスク資産に組み入れる。外商投資ファイナンスリース会社のリスク資産は、商務主管部門の関連規定に基づき管理する。

14. 外商投資企業が国外人民元借入金に係る決済業務を行う場合、その国内決済銀行に対して以下の資料を提出しなければならない、国内決済銀行は真剣に審査を行わなければならない。

- (1) 外商投資企業批准証書。
- (2) 直近一期の出資払込検査報告書。
- (3) 人民元建て借入契約。
- (4) 申請日までの国外からの人民元借入金、外貨借入金および当該企業が被保証人⁷である国外保証に係る人民元による実際の保証履行等についての状況説明書。

国内決済銀行は、外商投資企業が国外人民元借入金に係る決済業務を行ってから 5 営業日以内に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに当該外商投資企業の基本情報および人民元借入金についての状況を報告・送付し、併せて外商投資企業が提出した関連文書のコピーを検査に備えて保管しなければならない。外商投資企業登録地の中国人民銀行出先機関は、決済銀行が報告・送付する情報に対して確認検査を行い、疑問を発見した場合、外商投資企業および決済銀行に対して、説明の上、関連文書・資料を提出するように要求する権利を有する。

15. 『人民元銀行決済口座管理弁法』および『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』等の規定に基づき、国外投資家が開設する人民元前期費用専用預金口座および人民元再投資専用預金口座、外商投資企業が開設する人民元資本金専用預金口座および人民元国外借入金一般預金口座、外商投資企業の中国側株主が開設する人民元持分譲渡専用預金口座⁸および合併・買収される国内企業の中国側株主が開設する人民元合併・買収専用預金口座⁹は、すべて普通預金口座であり、預金金利は中国人民銀行が公布する普通預金金利に基づき執行する。

⁷ 中国語原文では「受益者」と記載されているが、前後文に基づき、日本語仮訳では「被保証人」とした。

⁸ 中国語原文では「外商投資企業の中国側株主が開設する人民元合併・買収専用預金口座」と記載されているが、前後文および『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』（中国人民銀行公告[2011]第 23 号）に基づき、日本語仮訳では「外商投資企業の中国側株主が開設する人民元持分譲渡専用預金口座」とした。

⁹ 中国語原文では「合併・買収される国内企業の中国側株主が開設する人民元持分譲渡専用預金口座」と記載されているが、前後文および『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』（中国人民銀行公告[2011]第 23 号）に基づき、日本語仮訳では「合併・買収される国内企業の中国側株主が開設する人民元合併・買収専用預金口座」とした。

16. 外商投資企業の人民元資本金専用預金口座、人民元国外借入金一般預金口座に預け入れる人民元資金は、国の関連部門の承認を受けた範囲内において使用し、有価証券および金融派生商品への投資、委託貸付の実行に使用してはならず、資産運用商品・非自社用不動産を購入してはならない。非投資類外商投資企業は、国内再投資に使用してはならない。外商投資企業が開設する資本金専用預金口座の人民元資金は1年期以内（1年を含む）の預金に振り替えることができるが、外商投資企業が開設する人民元国外借入金一般預金口座に預け入れる人民元資金は振り替えることができない。
17. 外商投資企業が開設する人民元資本金専用預金口座および人民元国外借入金一般預金口座の人民元資金は、国内外の貸付金を返済することができる。
18. 給与支払および企業が出張旅費、小口仕入、小口支払等の使途に使用する手元準備金（备用金）等を除き、外商投資企業の人民元資本金専用預金口座および人民元国外借入金一般預金口座の資金は国内同一名義人の人民元預金口座に振り替えてはならない。
19. 銀行は外商直接投資に係る各種人民元決済業務を取り扱った後、5営業日以内に『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』第21条の規定に基づき、遅滞なく、正確かつ完全に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連する人民元資金受取・支払情報を報告・送付しなければならない。中国人民銀行および国家外貨管理局は外商直接投資関連業務の情報共有システムを構築する。

『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』の施行前に、国外投資家が人民元を使用して中国で投資を行った場合、決済銀行は2012年7月31日までに『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』および本通達に基づき、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに関連情報を追加報告しなければならない。
20. 国外企業は『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』等の銀行決済口座管理規定に基づき、国外機関の人民元銀行決済口座を開設することができ、人民元を使用して中国で合作採掘・開発・資源探査、国内工事の請負等の生産経営活動に従事する場合、相応する人民元決済業務は『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』および本通達を参照して管理を行う。

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都（区都）都市中心支行、各副省級市中心支行は本通達を管轄区内の銀行に転送されたい。

執行中に問題がある場合、遅滞なく中国人民銀行に報告すること。

連絡先 : 劉肯、電話番号 : 010-66194925

2012年6月14日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

中国人民银行
银发[2012]165号
《关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》

中国人民银行上海总部,各分行、营业管理部,省会(首府)城市中心支行、副省级城市中心支行,国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行,中国邮政储蓄银行:

为贯彻落实《外商直接投资人民币结算业务管理办法》(中国人民银行公告[2011]第23号公布),便利境外投资者以人民币来华投资,规范银行业金融机构(以下简称银行)办理外商直接投资人民币结算业务,现就有关事项通知如下:

一. 境外投资者应当根据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令[2003]第5号发布)、《境外机构人民币银行结算账户管理办法》(银发[2010]249号文印发)等银行结算账户管理规定,开立境外机构人民币基本存款账户、专用存款账户及一般存款账户。

二. 一个境外投资者在境内只能开立一个人民币前期费用专用存款账户,账户名称为存款人名称加“前期费用”字样。

境外投资者如为境外自然人,可以按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定申请开立个人人民币银行结算账户,专门用于存放前期费用。该账户的使用应当参照境外机构人民币前期费用专用存款账户进行管理。银行将境外投资者开立的用于前期费用的个人银行结算账户向人民币跨境收付信息管理系统报备时,应当在“备注”最前面注明“前期费用”字样。

银行在为境外投资者开立人民币前期费用专用存款账户时,应当登录人民币跨境收付信息管理系统查询该境外投资者是否已开立前期费用账户,已经开立的,不得再为其开立。

三. 境外投资者开立人民币再投资专用存款账户,账户名称为存款人名称加“再投资”字样。

境外投资者为境外自然人的,可以按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定申请开立个人人民币银行结算账户,专门用于存放再投资资金。该账户的使用应当参照境外机构人民币再投资专用存款账户进行管理。

四. 境外投资者的人民币前期费用专用存款账户、人民币再投资专用存款账户的收支范围按照中国人民银行有关规定执行。

境外投资者人民币前期费用专用存款账户内的资金不得用于土地招拍挂或购买房产。

- 五. 开展人民币直接投资业务活动的外商投资企业应当选择一家结算银行作为主报告银行通过人民币跨境收付信息管理系统向其注册地中国人民银行分支机构办理企业信息登记、报送变更信息。外商投资企业注册地中国人民银行分支机构应当对主报告银行报送的信息进行核查，发现疑问的，有权要求外商投资企业和主报告银行进行说明并提交有关文件材料。

在办理企业信息登记、报送变更信息时，外商投资企业应当向其主报告银行提交外商投资企业批准证书复印件、营业执照副本和组织机构代码证等文件。其中外商投资合伙企业在办理企业信息登记、报送变更信息时，应当提供营业执照副本、组织机构代码证和工商行政管理部门出具的包括合伙企业全部登记事项在内的加盖登记机关查询章的企业基本信息单或网络查询结果打印单。主报告银行应当留存外商投资企业提供的有关文件复印件备查。

以人民币设立的外商投资合伙企业在境内投资的，还应当遵守国家有关部门的管理规定。

- 六. 新设立外商投资企业凭商务主管部门颁发的企业设立批准文件在其注册地的银行开立人民币资本金专用存款账户。同一批准文件只能开立一个人民币资本金专用存款账户，账户名称为存款人名称加“资本金”字样。

已设立外商投资企业增加注册资本金的，外商投资企业凭商务主管部门颁发的注册资本变更批准文件在其注册地的银行开立人民币资本金专用存款账户。同一批准文件只能开立一个人民币资本金专用存款账户，账户名称为存款人名称加“资本金”字样。

外商投资企业人民币资本金专用存款账户的累计贷方发生额不得超过国家有关部门批准或备案文件标注的金额。

- 七. 外商投资合伙企业凭工商行政管理部门出具的加盖登记机关查询章的记载有合伙企业合伙人认缴或者实际缴付出资额等登记事项在内的企业基本信息单或网络查询结果打印单，参照第六条规定开立人民币资本金专用存款账户。

- 八. 境外投资者以人民币并购境内企业设立外商投资企业的，被并购境内企业的各中方股东凭商务主管部门颁发的外商投资企业设立批准文件开立人民币并购专用存款账户。每一中方股东凭同一批准文件只能开立一个人民币并购专用存款账户，账户名称为存款人名称加“并购”字样。

境外投资者以人民币向境内外商投资企业的中方股东支付股权转让对价款的，各中方股东凭商务主管部门颁发的股权变更批准文件开立人民币股权转让专用存款账户。每一中方股东凭同一批准文件只能开立一个人民币股权转让专用存款账户，账户名称为存款人名称加“股权转让”字样。

在并购和股权转让行为完成后，上述人民币并购专用存款账户和人民币股权转让专用存款账户存放的资金可依法使用，账户的境内使用信息无需报人民币跨境收付信息管理系统。

九. 境外投资者以人民币资金并购境内企业设立外商投资企业或收购外商投资企业中方股权，中方股东为境内自然人的，中方股东可以按照《人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定申请开立个人人民币银行结算账户，专门用于存放境外投资者汇入的人民币并购款或股权转让款，该账户的使用应当参照人民币并购专用存款账户或人民币股权转让专用存款账户进行管理。

银行将中方股东开立的用于并购或股权转让的个人银行结算账户向人民币跨境收付信息管理系统报备时，应在“备注”最前面注明“并购”或“股权转让”字样。

十. 自本通知下发之日起三个月内，境外投资者、外商投资企业和中方股东应按照本通知的有关规定对在本通知下发前根据《外商直接投资人民币结算业务管理办法》开立的各类人民币专用存款账户进行清理核实，补充提供有关开户证明文件和办理账户名称变更业务；对于开立两个（含）以上前期费用专用存款账户，以及凭同一证明文件开立两个（含）以上资本金专用存款账户、并购专用存款账户、股权转让专用存款账户的，应当确定其中一个继续使用，并向开户银行出具书面确认函、补充提供有关开户证明文件和办理账户名称变更业务，同时办理其他银行结算账户销户手续。

十一. 外商投资企业注册资本金按期足额到位后，方可自境外借用人民币资金。外商投资企业境外人民币借款利率由借贷双方按照商业原则在合理范围内自主确定。外商投资房地产企业不得自境外借用人民币资金。

外商投资企业一笔境外人民币借款只能开立一个人民币一般存款账户办理资金收付。境外借款人民币一般存款账户¹⁰原则上应当在外商投资企业注册地的银行开立，对确有实际需要的，外商投资企业可选择在异地开立人民币一般存款账户，并报其注册地中国人民银行分支机构备案。原则上，外商投资企业境外人民币借款应当通过原借款结算银行还本付息。

十二. 外商投资企业向其境外股东、集团内关联企业和境外金融机构的人民币借款和外汇借款合并计算总规模。国家有关部门的批准或备案文件以外币计价的，人民币与外币的折算汇率为借款合同生效日当日中国人民银行授权公布的人民币汇率中间价。

外商投资企业境外人民币借款按照发生额计算总规模。外商投资企业境外人民币借款如有展期的，首次展期不计入外商投资企业境外借款总规模，此后的展期计入境外借款总规模。对于以外商投资企业为受益人¹¹的境外机构和个人对境内银行提供担保，已实际履约的人民币金额计入境外借款总规模。外商投资企业境外人民币借款转增资本的，相应的借款不再计入外商投资企业境外借款总规模。

¹⁰ 根据上下文内容，该条款中：“境外借款人民币一般存款账户”应为“人民币境外借款一般存款账户”。

¹¹ 根据上下文内容，该条款中：“受益人”可理解为“被担保人”。

十三. 除外商投资性公司和外商投资融资租赁公司等特殊类型外商投资企业外，外商投资企业本外币借款总规模不得超过国家有关部门批准的投资总额与注册资本的差额。

外商投资性公司的境外人民币与外币借款总规模按照商务主管部门关于外商投资举办投资性公司的有关规定执行。外商投资融资租赁公司境外人民币借款全部计为风险资产。外商投资融资租赁公司的风险资产按照商务主管部门有关规定进行管理。

十四. 外商投资企业办理境外人民币借款结算业务时应当向其境内结算银行提交以下材料，境内结算银行应当进行认真审核。

- (一) 外商投资企业批准证书；
- (二) 最近一期验资报告；
- (三) 人民币借款合同；
- (四) 截至申请日境外人民币借款、外币借款和以本企业为受益人¹²的境外担保的人民币实际履约等情况说明。

境内结算银行应当在为外商投资企业办理境外人民币借款结算业务后 5 个工作日内向人民币跨境收付信息管理系统报送该外商投资企业的基本信息和人民币借款情况，并留存外商投资企业提供的有关文件复印件备查。外商投资企业注册地中国人民银行分支机构应当对结算银行报送的信息进行核查，发现疑问的，有权要求外商投资企业和结算银行进行说明并提交有关文件材料。

十五. 按照《人民币银行结算账户管理办法》和《境外机构人民币银行结算账户管理办法》等规定，境外投资者人民币前期费用专用存款账户和人民币再投资专用存款账户，外商投资企业人民币资本金专用存款账户和人民币境外借款一般存款账户，外商投资企业的中方股东人民币并购专用存款账户¹³以及被并购境内企业中方股东人民币股权转让专用存款账户¹⁴，均为活期存款账户，存款利率按中国人民银行公布的活期存款利率执行。

十六. 外商投资企业的人民币资本金专用存款账户、人民币境外借款一般存款账户存放的人民币资金应当在符合国家有关部门批准的经营范围范围内使用，不得用于投资有价证券和金融衍生品，不得用于委托贷款，不得购买理财产品、非自用房产；对于非投资类外商投资企业，不得用于境内再投资。外商投资企业资本金专用存款账户的人民币资金可以转存为一年期以内（含一年）的存款，外商投资企业的人民币境外借款一般存款账户存放的人民币资金不得转存。

¹² 根据上下文内容，该条款中：“受益人”可理解为“被担保人”。

¹³ 根据上下文内容以及《外商直接投资人民币结算业务管理办法》（中国人民银行公告[2011]第 23 号公布），该条款中：“外商投资企业的中方股东人民币并购专用存款账户”应为“外商投资企业的中方股东人民币股权转让专用存款账户”。

¹⁴ 根据上下文内容以及《外商直接投资人民币结算业务管理办法》（中国人民银行公告[2011]第 23 号公布），该条款中：“被并购境内企业中方股东人民币股权转让专用存款账户”应为“被并购境内企业中方股东人民币并购专用存款账户”。

- 十七. 外商投资企业人民币资本金专用存款账户和人民币境外借款一般存款账户的人民币资金可以偿还国内外贷款。
- 十八. 除支付工资以及企业用作差旅费、零星采购、零星开支等用途的备用金等以外，外商投资企业人民币资本金专用存款账户和人民币境外借款一般存款账户资金不可划转至境内同名人民币存款账户。
- 十九. 银行在办理各类外商直接投资人民币结算业务后 5 个工作日内，应当按照《外商直接投资人民币结算业务管理办法》第二十一条的规定及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送有关人民币资金收付信息。中国人民银行和国家外汇管理局建立外商直接投资相关业务信息共享机制。

《外商直接投资人民币结算业务管理办法》施行前，境外投资者以人民币来华投资的，结算银行应当在 2012 年 7 月 31 日前按照《外商直接投资人民币结算业务管理办法》和本通知向人民币跨境收付信息管理系统补报有关信息。

- 二十. 境外企业可按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》等银行结算账户管理规定开立境外机构人民币银行结算账户，以人民币来华从事合作开采、开发、勘探资源，承包境内工程等生产经营活动，相应的人民币结算业务参照《外商直接投资人民币结算业务管理办法》和本通知进行管理。

请中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，各副省级城市中心支行将本通知转发至辖区内银行。

执行中遇到的问题，请及时报告中国人民银行。

联系人：刘肯，联系电话：010-66194925

二〇一二年六月十四日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。